

見積参加希望業者 各位
(盛岡市内に本社を有する「賃貸借—事務機器・OA機器」の有資格者)

盛岡市長 谷 藤 裕 明

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 長期継続契約医療・介護連携コーディネーター用端末機器等賃貸借契約
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (4) 賃貸借期間 (自) 令和5年5月15日 (至) 令和10年5月14日
※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

2 契約条項を示す場所

盛岡市保健福祉部長寿社会課

3 見積書提出の場所及び日時

- (1) 令和5年4月14日(金) 9時00分から13時00分まで
- (2) 盛岡市役所本庁舎5階 長寿社会課
執行即時開札

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便又は電話による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

1回限りとする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし、賃貸借期間に係る月額で作成すること。決定も賃貸借期間に係る月額とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9の規定に該当する見積

ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

(4) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和5年4月11日(火) 17時までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市保健福祉部長寿社会課あて提出すること。回答は、見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和5年4月13日（木）までに回答する。

電子メールアドレス：chouju@city.morioka.iwate.jp

盛岡市保健福祉部長寿社会課：Tel 019-613-8144、Fax 019-653-2839